

アジア太平洋研究科博士後期課程(GSAD)論文審査手続き

(2019年4月改訂)

目次

1. APU 博士学位の定義	1
2. 博士の学位授与の基本的要件	1
3. 博士学位論文委員会	1
4. 指導について	1
5. 博士学位候補生資格取得の為の履修と申請	1
6. 博士論文の形式	2
7. 博士学位の授与申請	2
8. 博士論文の審査	2
9. 学位の取り消し	4
10. 博士論文の保存と公表	5

1. APU 博士学位の定義

アジア太平洋研究科博士後期課程における博士学位は、博士学位候補生が、自ら選択した課題について、自らが行った研究に対して授与される学位で、アジア太平洋研究科博士後期課程を修了したものに授与される。

※ 博士学位候補生とは、それに必要な単位数（24 単位）を修得、リサーチ・ペーパー2 点を提出し、審査に合格した者を指す。

2. 博士の学位授与の基本的要件

- 2-1. 独自の調査・研究や理論の検証によって、少なくともその一部が出版に値するほどの、人類の知的財産に対する明確な貢献があること。
- 2-2. 研究能力（研究手法や成果発表力）を有すること。
- 2-3. 先行研究を含む関連分野の既往の知識に精通し、それらと周辺領域との関連を理解していること。

3. 博士学位論文委員会

- 3-1. アジア太平洋研究科博士学位論文委員会は、博士論文の課題決定、論文審査、評価を含む博士論文審査手続きを管掌する。
- 3-2. 博士学位論文委員会は 1 名の委員長と 2 名の委員からなり、研究科長の推薦を受け、研究科委員会で承認される。任期は 1 年とし、再任は妨げない。

4. 指導について

- 4-1. アジア太平洋研究科博士後期課程院生は自身の研究課題を明確にし、その分野の指導にふさわしい指導教員より指導を受けなければならない。本学博士後期課程入学時に、研究計画書を提出しなければならない。この研究計画書に基づいて、研究科長は該当の研究分野の教員と協議の上、指導にふさわしい教員を指導教員候補として指名する。入学後、正式に主旨導教員を確定する。大学院学生の希望により研究科長が指名した指導教員候補以外の教員に変更する場合は、入学した Semester の末までに博士学位論文委員会に申し出なければならない。この変更は、関係教員の合意の下に、博士学位論文委員会によって裁定され、研究科長の承認を受けなければならない。
- 4-2. 主旨導教員の確定後は、大学院学生は博士学位取得に向けて主旨導教員の指導のもとに研究を始める。

5. 博士学位候補生資格取得の為の履修と申請

- 5-1. 博士学位候補生資格取得（リサーチ・ペーパー2 点の提出を含む。そのうち 1 点は、学位論文研究の梗概と研究方法を述べたもの）のため、当該大学院生は、原則として、博

士学位候補生資格取得予定日の3ヶ月前（修了予定の9ヶ月前）までに、博士学位論文委員会に博士学位候補生資格の申請をしなければならない。

6. 博士論文の形式

- 6-1. 博士論文は、課題や公表形式により長さが異なるので、厳密な文字数の指定はしない。
しかし、博士学位にふさわしい原著論文の長さとしては、図表、文献リスト、付録などを除いた本文の長さは、英文の場合は60,000語から80,000語程度、日本語の場合は、120,000文字から160,000文字程度である。
- 6-2. 博士論文の言語は英語を原則とし、英語の要約をつける。
- 6-3. ただし、それが適切であると認められる場合には、日本語での博士論文を認めることがある。
たとえば、その分野における一次資料や参考文献がほとんど日本語であるような場合である。
そのような場合でも、研究科長そして博士学位論文委員会による承認と、長文の英語要約（日本語による博士論文の1割程度の長さ）を条件とする。
- 6-4. 博士論文の形式は、別に定めるガイドラインに基づいて執筆されなければならない。

7. 博士学位の授与申請

- 7-1. すべての博士学位候補生は、指定の申請書に、所定の審査料を添えて、博士学位授与申請を行い、申請より3ヶ月以内に博士学位請求論文を3部提出しなければならない。
論文審査、評価に適切である場合には、上記の他に、電子メディアによるコピーの提出が求められることがある。
- 7-2. 博士学位請求論文は、原則として、修了予定日の6ヶ月前までに提出しなければならない。学位は年2回の学位授与式（春もしくは秋）に授与される。
- 7-3. 博士学位論文委員会は、博士学位請求論文の形式等要件について審査し、受理の判断を行う。受理の可否は、申請者である博士学位候補生に通知される。

8. 博士論文の審査

（審査体制）

- 8-1. 学位授与の申請受理後1年以内に、博士論文の審査及び試験を終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、博士学位論文委員会および研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。
- 8-2. 申請書が受理されてから、審査委員会が組織される。審査委員会は、原則として、主指導教員、本学教員1名、外部からの審査員1名で構成される。
 - 8-2-1. 前項の主指導教員以外の「本学教員1名」の審査員は、原則として、博士後期課程研究指導資格（D〇合）保持者とするが、論文の内容に応じ必要と認める場合は、本学教員（博士後期課程研究指導補助資格（D合）保持者、准教授等）とすることがで

きる。その場合、博士学位論文委員会は、事前に、履歴書および研究業績書により、当該教員の審査資格について判定を行うこととする。

8-2-2. 博士学位論文委員会が必要と認める場合は、審査員を追加することができる。

8-2-3. 博士学位論文委員会の協議を経て、審査員を任命する。

(審査基準)

8-3. 博士論文は、博士学位のレベルにおいて、当該の研究分野における他の研究と同等またはそれ以上の質を有するものでなければならない。よって、博士論文は以下に示す審査基準に基づいて評価されるものとする。

8-3-1. 独創性

研究分野、実務あるいは社会に対し、独創的かつ重要な知見を提供するものであること。

8-3-2. 研究課題

研究上の問いが適切に立てられており、既存の理論的枠組みと学術文献に裏付けられたものであること。

8-3-3. 文献レビュー

関連分野における既存の学術的成果を幅広く参照・引用しながら深く考察し、論文の独創性と重要性を立証できるものであること。

8-3-4. 方法

研究結果を裏付けられる適切な理論や手法を用いていること。

8-3-5. 論文の構成

読者にとって明瞭かつ論理的に情報を伝達できる構成であること。

8-3-6. 分析

研究発見や結論が十分なデータや根拠を用いて導かれていること。

8-3-7. 意義

学術、実務ならびに社会に対しての意義を有すること。

8-3-8. ライティング

文章に不必要な重複がなく、明快かつ簡潔であり、確かな証拠と具体的な主張を伴う議論が展開されていること。また、学術論文としてふさわしい書式規範に従い、剽窃の疑いのないこと。

8-3-9. 研究発表

少なくとも論文の一部が当該分野において定評のある学術誌に刊行されている、または刊行される可能性があること。

(審査手順)

8-4. 各審査員は、個別に審査結果を下記の様式に従い博士学位論文委員会に対して行う。

合格

一部修正のうえ、合格

一部再執筆のうえ、合格

不合格

- 8-5. 各審査員の審査結果は、博士学位候補生に通知される。
- 8-6. 審査結果が「合格」または「一部修正のうえ、合格」の場合、審査委員会は、博士学位請求論文の内容及び関連する分野の知識について口頭試問を行う。
- 8-7. 各審査員の指摘する修正点が異なるなど、各審査員の審査結果に相違のある場合は、博士学位論文委員会が判断を行い、その意見が審査員に通知される。
- 8-8. 博士学位論文委員会によって修正・再執筆が必要とされた場合、指導教員がその作業を指導するのが通常であるが、研究科長あるいは博士学位論文委員会委員長が必要と認める場合、その他の教員に修正・再執筆作業指導の補助を依頼することもある。
- 8-9. 判定が「一部再執筆のうえ、合格」の場合、同じ審査員による再審査を行う。「一部修正のうえ、合格」の場合、博士学位論文委員会が修正箇所が正しく修正されているか審査をする。
- 8-10. ある審査員が再審査を行わないとする場合、その他の審査員の審査結果により判定される。全ての審査員が再審査を行わないとする場合は、博士学位論文委員会により新しい審査員が任命される。
- 8-11. 一部修正または再執筆後の再審査の結果に基づき、博士学位論文委員会は最終判定を行う。
- 8-12. 「不合格」の場合の通知等管理は、博士学位論文委員会および研究科長の責任で行う。
- 8-13. 不服申し立ての成立
 - a) 博士学位論文委員会の判定は「不合格」であるが、3名の審査員のうち少なくとも1名の審査結果が「合格」である場合には、博士学位論文委員会において協議の上、不服申し立てを認めることがある。
 - b) 不服申し立てをする場合、書面による最終判定通知の後1ヶ月間以内に、その意思を博士学位論文委員会に書面で表明しなければならない。書面による抗弁の場合、最終判定通知日より3ヶ月以内に、博士学位論文委員会に対して詳細な申し立て理由を書面にて伝えなければならない。口頭による抗弁の場合、不服申し立ての意思表示より4週間以内に、博士学位論文委員会に対して詳細な申し立て理由を口頭にて伝えなければならない。
 - c) 不服申し立てが認められた場合、研究科長、博士学位論文委員1名、関係の研究分野で指導教員でも審査委員でもない教員1名、計3名からなる不服審査委員会が組織され、審議される。
- 8-14. 博士学位論文委員会による最終結果は、アジア太平洋研究科委員会において承認される。更に、学位委員会の審議を経て、学長が決定する。

9. 学位の取り消し

- 9-1. 学位を授与された者が不正行為により学位を取得したことが確認された場合、あるいは大学の名誉を傷つける行為があった場合、アジア太平洋研究科委員会及び学位委員会の議を経て、学長は学位を取り消すことができる。

9-2. APU 大学院における研究は、最高水準の品位を保たなければならない。他者の作品をコピー、翻訳、意識する行為は剽窃と見なされ、試験の不正行為と同様に重要な不正行為である。データの改竄や偽造、他者のアイディアを無断で使用することもすべて不正行為である。

9-3. 剽窃、偽造、改竄が判明した場合は、「不合格」となる。

10.博士論文の保存と公表

10-1. 博士学位の授与が決定した学生は、修了日までに博士学位授与に係る論文の全文および、要旨をソフトコピーで提出しなければならない。提出された論文の内容の要旨および博士論文審査の結果の要旨は博士学位授与より3ヶ月以内に、インターネットの利用により公表される。

10-2. 提出された博士論文の全文は、大学が恒久的な装丁を行い、APUライブラリーに保存される。ソフトコピーは、博士学位授与より1年以内に本学所定のリポジトリに掲載のうえ、国立国会図書館を通じてインターネットで公表される。

10-3. 次の各号に定める事由により、博士学位の授与日から1年を超えてインターネットの利用による公表ができない場合には、博士学位論文委員会およびアジア太平洋研究科委員会の承認を受けて、博士学位授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。なお、次の各号に定める事由がなくなった場合には、博士学位授与にかかわる論文の全文を公表する。

①博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の事由により、博士学位の授与日から1年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

②博士学位の授与日より1年を超えて博士学位候補生が、論文の全文または一部を出版または学術誌に投稿する予定をしておき、インターネット公表が多重公表などの学術誌の公表規定に違反する場合や、特許申請中であり、論文の公表により博士学位候補生にとって明らかな不利益が将来的に生じる場合。

申請が承認された場合、学位の授与日より最長5年間の全文公表が免除される。その後は、インターネット公表を行うことによって問題となる他の事由がない限り、自動的に公表される。

③博士学位候補生が、論文の全文または一部を、出版または投稿しており、インターネット公表が多重公表などの学術誌の公表規定に違反する場合や、特許の関係により、論文の公表によって博士学位候補生に明らかな不利益が博士学位の授与日より1年を超えて生じる場合。

④博士論文が、立体形状による表現を含む等の事由により、インターネットの利用による公表ができない内容を含む場合

10-4. 10-2および10-3の規定に基づき、博士学位候補生は、著作権・特許・秘密情報・個人情報等に対して問題がないか、確認を行い、学位申請時に博士学位論文委員会に報告しなければならない。指導教員等は、その確認作業を指導・支援する。

10-5. 審査員は学生の報告が適切であるか審査を行う。博士学位論文委員会および研究科委員会は審査員から提出された公表に関する判断について、審議の上、最終の判断を行う。